

～公益法人だより～

第8号 平成29年3月2日
滋賀県総務部総務課 発行

はじめに

3月が決算月の法人におかれては、4月から始まる新年度に向けて、事業計画および収支予算を作成される時期となりました。そこで、今回は、事業計画および収支予算の作成にあたっての留意点をお知らせします。

また、多様な主体による協働を推進するための情報発信・情報交換のシステムとして本年の2月よりリニューアルオープンした「滋賀県協働ポータルサイト（協働ネットしが）」について、その概要と利用方法をお知らせします。このシステムは、各法人で実施されている事業活動に関する情報発信のツールとして活用できるほか、他の団体の活動情報等も検索が可能となっていますので、システム活用を検討される際に、参考にしてください。

事業計画および収支予算の作成にあたっての留意点

【事業計画の作成にあたっての留意点】

新たに実施する事業や廃止する事業はありませんか？

- ・ 次年度において、新たに実施する事業や廃止する事業が無いかをご確認ください。新たに事業を実施する場合や事業を廃止する場合には、その内容によって、事前の変更認定申請または事後の変更届の提出が必要となります。

特に、変更認定申請が必要な公益目的事業の追加の場合に、変更認定を受けずに当該事業を実施された場合、その事業は公益目的事業とみなされませんので、事業の実施に伴って発生した収入および費用は、公益目的事業会計以外の会計区分に計上していただくこととなります。また、必要な変更手続きを怠っていたことについて、その理由や今後の方策について報告要求を実施することもあります。

このようなことから、事業の詳細な内容が決まっていない段階でも結構ですので、変更手続きの要否について、できるだけ早めに当課までご相談ください。

事業内容を変更する場合に、どのような場合に変更認定申請が必要であり、どのような場合に変更届出が必要となるのかについては、これまでも公益法人だより（第1号：平成27年6月8日発行）でもお知らせしましたが、平成29年1月に内閣府から「公益目的事業に係る変更認定・変更届出ガイド」が公表されましたので、併せてご参照ください。

【収支予算の作成にあたっての留意点】

公益目的事業会計において剰余金は発生しませんか？

- ・ 収支相償の判定は毎年度の事業報告の際に行いますが、収支予算の段階から、公益目的事業会計で剰余金が発生することが見込まれており、その通り予算を執行したことで、決算時に剰余金が発生するといったケースも見受けられます。

特に、予算の対象年度以前に剰余金が発生している場合や剰余金の発生が見込まれる場合（既に特定費用準備資金や資産取得資金として積み立てる計画となっている場合を除く）には、その剰余金の解消計画を盛り込んだ予算としていただく必要がありますので、ご注意ください。

剰余金の発生した翌年度においてその剰余金を解消することが難しく、そのことについて合理的な理由があることを説明した場合、剰余金の解消を翌々年度まで延長することが認められますが、その場合には、翌々年度の事業計画書等の提出時に、剰余金の解消計画（剰余金の具体的な用途がわかる書類）を提出する必要があります。

（参考資料：FAQ問 - 2 - ）

収入や費用の配賦は適正ですか？

- ・ 予算作成時において、収入や費用の配賦が誤っていたために、決算時においても同様に配賦の誤りが発生し、評議員会や社員総会における決算承認後に決算書類の修正を余儀なくされるケースが見受けられます。

特に、公益目的保有財産の運用益、用途の定めのない寄附金（賛助会費を含む）、公益社団法人における会費等については、配賦する際のルールが認定法で定まっていますので、予算作成時より配賦する会計区分にご注意ください。

（参 考）

公益目的保有財産の運用益

対象となる財産の共用割合に応じて対応する会計区分に運用益を配賦

用途の定めのない寄附金（賛助会費を含む）

その全額を公益目的事業会計に配賦

用途の定めがある場合には、その用途の定めに応じて対応する会計区分に配賦

公益社団法人における会費

用途の定めが無い場合は、その50%を公益目的事業会計に配賦

用途の定めがある場合には、その用途の定めに応じて対応する会計区分に配賦

滋賀県協働ポータルサイト（協働ネットしが）について

多様な主体による協働を推進するための情報発信・情報交換のシステムとして、本県の県民活動生活課県民活動・協働推進室が運営する「滋賀県協働ポータルサイト（協働ネットしが）」が本年の2月よりリニューアルオープンしました。

このサイトは、これまではNPO法に係る基礎情報や設立認証等の手続きに係る情報提供のためのサイトとして運営されてきましたが、新たにオープンしたサイトでは、NPO法人や公益法人、企業、大学等の団体が直接情報を掲載することが可能となり、様々な情報発信・情報交換の場としてご活用いただけます（情報を掲載するには、ID・パスワードが必要です）。

（情報掲載画面の一例を **おわりに** の後に掲載していますのでご参照ください。）

【協働ネットしがの利用方法】

協働ネットしがを閲覧するには

- ・ 下記のアドレスから協働ネットしがのホームページにアクセスできます。

協働ネットしが（<https://www.kyodoshiga.jp/>）

- ・ 一例として、県内の公益法人を検索する場合、トップページから下記の順序で進みます。

公益法人 のタブをクリック

公益法人一覧・検索 をクリック

県内の公益法人等が一覧で表示されます



NPO法人についても同様に検索が可能です。

法人ごとのページには、基礎情報として、法人名や代表者名等が掲載されています。その他の各種情報を発信するためには、下記のマイページ利用申請が必要です。

協働ネットしがに情報を掲載するには

- ・ トップページから[マイページ利用申請](#)のボタンをクリックし、画面に記載されている順序に従って申請手続きを行うことが必要です。申請が承認されると、マイページログイン ID がメールで送付されます。その後、パスワードの登録を行い、マイページにログインすることにより、団体の活動情報等を掲載することが可能となります。



マイページの利用は無料です。

マイページでは、団体の基本情報や活動情報のほか、イベント・行事の案内、参加募集、助成金募集などの情報が掲載できます。

協働ネットしがに関するお問い合わせ先等

- ・ トップページの上にある[Q & A・お問い合わせ](#)をクリックすると、よくあるお問い合わせに関する回答が閲覧できます。また、「お問い合わせ」のフォームから必要事項を入力することでシステム上でのお問い合わせも可能です。

その他のお問い合わせは、下記担当課までお願いします。

(システム担当課) 滋賀県県民生活部県民活動生活課県民活動・協働推進室

TEL : 0 7 7 - 5 2 8 - 3 4 1 9

FAX : 0 7 7 - 5 2 8 - 4 8 4 0

おわりに

「協働ネットしが」は、本年の2月にリニューアルオープンしたところですので、マイページ利用申請をいただいた法人数はまだ少ない状況です。マイページからは、写真の掲載や各法人で作成されているホームページへのリンクの掲載も可能ですので、まずはマイ

ページ利用申請をいただき、事業のPRや参加者募集のツールとしてぜひご活用ください。

今後、本県においても、より見やすく、わかりやすいシステムとなるよう掲載情報を充実させるとともに、周知広報を図っていきたいと思います。

「公益法人だより」において掲載を希望される事項などがありましたら、メール等でご連絡いただければ、掲載していきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いたします。

(情報掲載画面の一例)

The screenshot shows the website interface for '協働ネットしが'. The main content area is titled 'NPO法人' and features a red banner for '特定非営利活動法人 STUDIOこほく'. Below the banner is a large photo of a group of people holding a banner. To the right of the photo is a text block describing the organization's activities, including internet live broadcasts and events. Below this are two smaller photos of events and the STUDIO logo. At the bottom, there is a detailed table of information about the organization.

法人名称(英語略称)	特定非営利活動法人 STUDIOこほく
法人名称(日本語略称) (フリガナ)	トウサキヒエイリカクテイジン スヂョウコホク
代表者	徳山 幸之助
定款、規程等に 記載された目的	この法人は、「湖北だから出逢える。」が合言葉、自然・歴史・文化・食・人など観光のさまざまな魅力がある県産物、インターネット生放送を通して、市民は親で盛り起して発信しています。インターネット視聴があれば、どこからでも生中継可能なPCまたはスマホがあれば、どこでも登録不要でコンテンツに視聴可能、メンバーは20代~40代の会社員・学生・大学職員・主婦・自営業・フリーアナなどさまざま、年齢層りに興味ある人の参加も大歓迎！ 1)インターネットTV「STUDIOこほく」生中継(毎水曜21:00) 2)イベントや協議会などのインターネット生中継、記録動画の撮影、プロモーションビデオの制作、イベント員募集等
NPO法務上に 定める活動内容	1.まちづくりの推進を目的とする活動 2.県産物と社会の関係を目的とする活動 3.観光の振興を目的とする活動 4.草履、文化、芸術又はスポーツの振興を目的とする活動 5.埼玉県内又は中山間地域の振興を目的とする活動 6.県民生活に資する活動を行う団体の運営又は活動に資する業務、助成又は補助の活動

「湖北だから出逢える。」が合言葉、自然・歴史・文化・食・人など観光のさまざまな魅力がある県産物...

活動内容	を、インターネット生放送を通して、市民同様に盛り起して発信しています。インターネット回線があれば、どこからでも生中継可能。PCまたはスマホがあれば、どこでも登録不要でカンタンに視聴可能。メンバーは20代～60代の会社員・学生・大学職員・主婦・自営業・フリーアナなどさまざま。番組作りに興味ある人の参加も大歓迎！ 1)インターネットTV「STUDIOこほく」生配信(毎水曜21:00) 2)イベントや講演会などのインターネット生中継、記録動画の撮影、プロモーションビデオの制作、イベント音響補助
事務局の所在地	主たる事務局：長浜市山形町455番地13
活動地域	長浜市 米原市 その他
会員数	20名
入会費	無
会費	個人会員3,000円/年 団体協賛10,000円/年、ほか無料サポーター制度もあります
電話番号	09049083123
FAX番号	0749628215
ホームページ	http://www.studiokohoku.net
Facebook	https://www.facebook.com/studiokohoku
Twitter	https://twitter.com/STUDIOKOHOKU

関連書類

定款

定款

▶ [「特定非営利活動法人 STUDIOこほく」の寄付情報一覧へ](#)

「お気に入り」ボタン、「メッセージを送る」機能はマイページ利用権限取得の制限です。
マイページ利用権限はログイン頂くため、ご利用ください。

※ 登録に成功したらこちらをクリック

※ マイページへ移動



戻る

以上